

下呂市介護保険住宅改修マニュアル

目次

I. 住宅改修の目的	P 1
------------	-----

II. 住宅改修対象工事	P 2
--------------	-----

III. 必要書類

1. 事前申請	P 3
---------	-----

- (1) 申請書
- (2) 理由書
- (3) 見積書
- (4) 現場写真
- (5) その他

2. 完成届	P 4
--------	-----

- (1) 申請書
- (2) 領収書
- (3) 内訳書
- (4) 現場写真
- (5) その他

IV. その他	P 5～P10
---------	---------

I. 住宅改修の目的

住宅改修とは、介護が必要になっても、居宅での生活を継続していくために必要な工事を行うものです。被保険者本人が居宅で生活していくうえで現在困っていることを改善するために次ページの「II. 住宅改修対象工事」に掲げる工事が対象となります。具体的には、下肢筋力の低下によりつかまる所がないと転倒のおそれがあるため廊下に①手すりを付ける、足の招きが悪く少しの段差でもつまずきやすいため、居室の敷居の②段差を取り除く、畳では車いすでの移動が困難なため、フローリングに変更するなど③床材を変更する、開き戸ではバランスを崩すため③既存の扉を引き戸に変更する、和式トイレでは立ち上がりが困難になってきたため④洋式トイレにする等の工事です。

また、改修費用の全額が介護保険から給付されるわけではなく、20万円を上限として、所得に応じて自己負担(1～3割)していただく必要があります。(最大で18万円給付されます。)

このような理由から、将来車いす生活になった時のことを考えて、フローリングにしておくといった将来の不安を理由とした工事や、古くなったため修理するなどの理由で行われる工事は対象とはなりません。

また、介護認定を受けていない人(申請中は要相談)や住宅改修後も居宅で暮らしている実績がなければ、介護給付を受けることはできません。

※介護保険住宅改修の対象とならない工事

- 対象者が介護認定を受けていない場合
- 次ページの「II. 住宅改修対象工事」に当てはまらない工事
- 現在居宅で生活するうえで支障となっていない部分の工事
- 老朽化した箇所を修繕するための工事
- 新築・増築といった、資産を増やす工事と認められる工事
- 介護保険被保険者証に記載のない住所にある住宅の工事
- 入院中に施工し、そのまま施設に入所してしまった場合等、改修後の居宅での生活実績がない工事
- 被保険者本人又はその家族が自分で直接行った工事の場合、材料費のみが対象となり、施工費は対象経費に含まれません。

Ⅱ．住宅改修対象工事

対象となる工事は、以下に掲げる6項目です。ただし、居宅で生活するうえでの障害を解消する目的でなくては認められません。また、資産を増加させるものも認められません。

1. 手すりの取り付け

下肢筋力が低下し、歩行が不安定な場合などに行われます。廊下に設置し、移動を支えたり、トイレや浴室、居室の入り口や玄関に設置することで、立ち座りや段差のある場所でのふらつきを防止したりします。

2. 段差解消

足をうまく上げることができない方や、車いすを利用する方が、安全に移動できるように行う工事です。敷居部分にスロープを付けたり、玄関の上り框に踏み台を設置する場合などがあります。どちらも、簡単に取り外すことができないよう固定する必要があります。

3. 床材の変更

滑りやすい床を滑りにくい材質に変更したり、摩擦が大きく車いすでの介助が困難な床材をフローリングに変更したりするなどの工事です。経年劣化により床材が腐食し抜けているため歩行が困難というような場合などは、床材そのものが原因とは言えず、改修が資産の増加に該当してしまうため、認められません。

4. 扉の変更

開き戸ではバランスを崩してしまうため引き戸に変更したり、重くて自力では開閉が困難な場合に、軽い材質のものに変更したりするなどの工事です。ドアノブの変更や、戸車の設置なども対象となります。ドアノブの位置の変更なども支給対象です。

5. 便器の取替

和式便器から洋式便器への取替が対象となります。ただし、水洗にしたい、ウォシュレットにしたいという理由ではなく、身体的理由により洋式便器に取り替える必要がある場合に対象となります。そのため、非水洗和式便器から水洗洋式便器や簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は対象となりません。また、便座の高さが低く、移転等の恐れがある場合等は、洋式から洋式でも支給対象となります。

6. 付帯して必要な工事

上記1から5までの工事に付帯する工事も対象工事とすることができます。手すりの取り付けのための壁の下地補強や、浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、床材の変更のための下地補強や根太の補強、扉の変更に伴う壁又は柱の改修工事、便器の取替に伴う既存便器の撤去や、給排水設備工事、床材の変更など、付帯して必要な工事は対象とすることができます。ただし、ついでにクロスを張り替えたような、対象工事をする上で必ずしも必要ではない工事は、対象となりません。

Ⅲ. 必要書類

1. 事前申請

必ず工事着工前に提出し、許可が下りてから着工してください。

(1) 申請書

【償還払い】

被保険者名、改修費用などの必要事項を記入してください。事前申請においては、着工日、完成日、振込口座の記入は必ずしも必要ではありません。

【受領委任払い】

被保険者名、改修費用などの必要事項を記入してください。

(2) 理由書

ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター2級以上の方、作業療法士といった、決められた資格を有する人に作成をお願いしてください。現在困っている点と改修後の改善の見込みがわかるように作成していただく必要があります。

(3) 見積書

施工業者の方に、宛名に被保険者の氏名を記入した見積書の作成をお願いしてください。また、工事内容が書面からイメージできるよう作成をお願いしてください。同一工事内に対象とならない部分が含まれる場合は、対象部分を明確にし、対象部分のみの合計額も明確にしてくださいようお願いしてください。施工業者の印のついた原本の提出をお願いします。なお、申請書に改修費用を記入する際、消費税の有無や税率について誤りがないか確認をお願いします。税込金額での申請をお願いします。

(4) 現場写真

工事箇所が明確にわかるように施工業者の方に撮ってもらってください。居宅生活の支障となる部分もよくわかるようにしてください。(段差が課題であれば、ものさしをあて、その高さがわかるように撮影するなど) また、手すりなどの取り付け箇所を赤ペンで記入いただくなど、完成後の状況がイメージしやすいようご配慮をお願いします。いつ撮影したのかわかるように撮影年月日を写真の枠内に表示してください。

(5) 見取り図

工事を行う住宅の間取りがわかるように作成してください。被保険者の生活導線において必要な工事であるか精査する際に使用します。

(6) その他

1) 施行箇所が被保険者以外の方の名義の場合、工事についての承諾書が必要になります。

複数名義の場合は、全ての方の承諾を得てください。所有者が亡くなっている場合は、代表相続人の方に書いていただく承諾書があります。

2) 被保険者以外の方が申請者となる場合、委任状が必要です。

3) マイナンバー制度施行に伴い、申請者の本人確認書類(写しも可)、被保険者のマイナンバーがわかる書類(写しも可)の提出が必要です。ただし、添付が困難な場合は、市役

所職員が職権でマイナンバーを確認することができますので、職員がマイナンバーを確認することに対する同意書の添付をお願いします。

- 4) 2) のように代理人が申請する場合は、3) にあるように、被保険者のマイナンバーがわかる書類（写しも可）又は同意書の他に、申請者となる代理人の本人確認書類の提出が必要です。

※添付資料の日付が申請日以前となっているか確認をしてください。

2. 完了届

工事が完了し、改修費用を支払い終わったあとに提出してください。入院中の工事の場合は、退院し、居宅での生活を再開したあとに提出してください。

(1) 申請書

【償還払い】

被保険者名、改修費用などの必要事項を記入してください。また、内訳書に記載のある着工日と完成日を記入して下さい。事前申請時にマイナンバーを確認できている場合、マイナンバーの記入は必要ありません。

【受領委任払い】

被保険者記入欄と施工業者記入欄があります。どちらも記入の上、申請してください。

被保険者名、改修費用などの必要事項を記入してください。また、内訳書に記載のある着工日と完成日を記入して下さい。事前申請時にマイナンバーを確認できている場合、マイナンバーの記入は必要ありません。

市から施工業者に直接支払うので、施工業者の口座、公費負担分の金額など、漏れの内容に記入をお願いします。

(2) 領収書

宛名に被保険者の氏名を記載した領収書の原本の提出をお願いします。原本の返却を希望する場合は、窓口で原本を確認したのちコピーをいただきますので、コピーの提出もお願いします。

償還払いの場合は全額のものですが、受領委任払いの場合は被保険者負担分のみの領収書を提出してください。

(3) 内訳書

領収書の内訳書です。明細が事前申請の見積書と同一であっても提出をお願いします。日付の記載は必ずしも必要ありませんが、記載する場合は、完成日以後としてください。

また、着工日と完成日の記載をお願いします。

なお、請求書に明細が記載してあれば、請求書で代用することができます。

(4) 現場写真

着工前との違いが分かりやすいよう、なるべく着工前と同じ位置からの撮影をお願いします。また、撮影年月日を写真の枠内に表示してください。

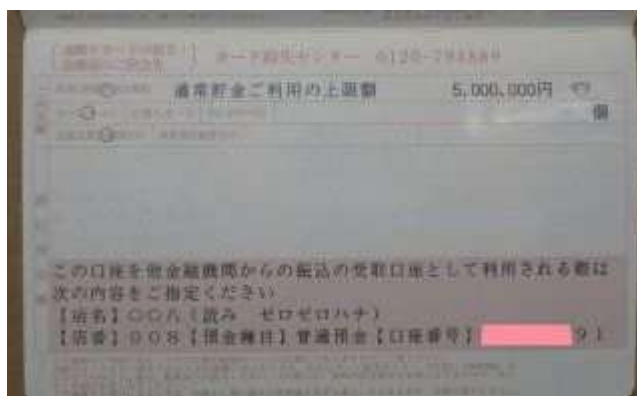
(5) その他

改修費用は原則事前申請と同額となりますが、工事に入ってから追加で工事が必要になったり、不要な材料が確認できたりする場合があります。そのような場合は、どうして事前申請時と異なった工事になったのか、当初の目的は達成できているかをケアマネジャー等に確認し、理由書を提出していただく必要があります。事前申請の理由書と違い、様式は任意でかまいません。

※添付資料の日付が申請日以前となっているか確認をしてください。

IV. その他

- ・介護給付費は、皆さんの介護保険料や税金から支払われているものです。必要十分な範囲での活用をお願いします。
- ・ゆうちょ銀行の口座を振込口座に指定する場合は、通帳の表紙を1枚めくった部分の下段に記載されている振込用口座をご記入ください。記載のない場合、上段記載の記号番号と口座番号からでも振込口座への変換は可能ですので、空欄にご記入ください。
画像の口座の場合、ゆうちょ銀行　〇〇八支店　普通預金　口座番号 9 1
となります。



また、振込口座への変換は、ゆうちょ銀行の「記号番号から振込用の店名・預金種目・口座番号を調べるサイト」にて行うことができます。

http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html

事前申請前チェックリスト

	必要書類	注意事項	チェック欄
全般		要支援・要介護認定は受けていますか。	☐
		改修する住宅は介護保険被保険者証に記載のある住所に所在していますか。	☐
		これまでに限度額（20万円）を超える住宅改修を行っていませんか。	☐
		償還払いと受領委任払いのどちらで申請するか施工業者に相談し、決定しましたか。	☐
事前申請	申請書	申請様式は希望する支払方法のもので受けていますか。（償還払い or 受領委任払い）	☐
		必要事項は記載してありますか。（記載例参照）	☐
		申請日は添付書類より新しいですか。	☐
	理由書	改善点がわかりやすく記載してありますか。	☐
	見積書	工事内容がわかりやすく記載してありますか。	☐
		宛名は被保険者本人の氏名ですか。	☐
		施工業者の印鑑は押印されていますか。	☐
		消費税は正しく取り扱われていますか。	☐
		計算に間違いはないですか。	☐
		不当な値段で見積もられていませんか。	☐
		対象工事部分がわかりやすく記載されていますか。	☐
	現場写真	施工箇所がわかりやすく撮影されていますか。 （ものさし等をあてることで段差をわかりやすくする、手すり設置箇所を赤線で表示する等）	☐
		写真の枠内に撮影年月日の表示はありますか。	☐
	本人確認書類	申請者本人の本人確認書類（運転免許証の写しなど） 代理申請の場合代理人の本人確認書類	☐
	マイナンバー 確認書類	個人番号カード、通知カードの写し又は同意書	☐
	（承諾書）	住宅が被保険者本人名義でない場合所有者の方に記載をお願いしてください。	☐
	（委任状）	被保険者本人以外の方を申請者とする場合、添付してください。	☐

※（ ）書きは該当する場合のみご提出いただく書類です。

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書

		個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											
フリガナ 被保険者氏名	ゲ ロ ハ ナ コ	保険者番号	2	1	2	2	0	9						
	下 呂 花 子	被保険者番号	2	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9	
生 年 月 日	明 治 1 0 年 1 月 1 日 生		性別	男 ・ 女										
住 所	〒509-2295													
	下呂市森960番地		電話番号 0576-24-2222											
住宅の所有者	下 呂 太 郎		本人との関係（ 夫 ）											
改修の内容・ 箇所及び規模	手すりの取り付け 段差解消 床材の変更 開き戸から引き戸への扉の変更 和式から洋式への便器の取替 上記工事の付帯工事		業者名	有限会社 下呂建設										
			着工日	令和 8 年 6 月 15 日										
			完成日	令和 8 年 6 月 30 日										
改 修 費 用	50,000 円													
下呂市長 様 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（予防）住宅改修費の支給を申請します。 令和 8 年 7 月 1 日 住所 岐阜県下呂市森960番地 申請者 氏名 下 呂 花 子 電話番号 0576-24-2222														

注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を掲載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護（予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座名義人	フリガナ													
	氏 名													
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)			店名		種別	口 座 番 号								
銀 行 金 庫 農協同組合 信用組合			本 店 支 店 支 所 出張所		1 普通 2 当座									
ゆうちょ銀行	通帳記号				通 帳 番 号									
	1				0									

個人番号等確認欄

番号確認	窓口（施設）に来た方の身元の確認（ 本人様 ・ 代理人 様 ）		
☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票の写し ☐ システム転記 ☐ その他 （ ）	1点確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ 官公庁発行の免許証（写真付き） ☐ 身体障害者手帳・療育手帳 ☐ 精神手帳（写真付き） ☐ その他（ ）	
	2点確認	☐ 資格確認書等 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書・手帳 ☐ 受給者証（医療・サービス） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 精神手帳（写真なし） ☐ その他（ ）	
代理権確認	☐ 戸籍謄本等 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）		

（市確認者）

下呂市介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給事前確認申請書

フリガナ	ゲ ロ ハ ナ コ	被保険者番号	2	0	0	0	0	9	9	9	9	9
被保険者氏名	下 呂 花 子	生年月日	明治10年 1月 1日生									
住 所	〒509-2295 下呂市森960番地 電話番号 0576-24-2222											
住宅の所有者	所有者名 被保険者との関係											
	下 呂 太 郎 夫											
	※住宅所有者が被保険者本人の場合は記入不要											
下呂市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（支援）住宅改修費支給事前確認の申請をします。 令和8 年 7 月 1 日 申請者 住 所 岐阜県下呂市森960番地 氏 名 下 呂 花 子 電話番号 0576-24-2222												

<添付書類>

- ☐ 介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由を記載した書類
- ☐ 住宅改修工事費見積書
- ☐ 住宅改修工事着工前の写真及び住宅改修箇所の平面図
- ☐ 改修工事を行う住宅の所有者が居宅要介護等被保険者でない場合は、当該住宅の所有者の承諾書

<注意事項>

- この申請は、介護保険住宅改修費の支給を決定するものではありません。支給を希望する場合は、改修工事終了後、必要書類を添付して支給申請書を提出していただく必要があります。
- 事前確認の申請書には介護支援専門員等が作成する「住宅改修が必要な理由を記載した書類」が必要ですので、申請前に必ず介護支援専門員等に相談してください。

＜基本情報＞

作者情報

報情險保被

☒ 必要個所に

＜總合的狀況＞

①被保険者の身体状況を記入
②介護状況・家族状況を記入
③住宅改修により利用者や家族
修による効果を記入

住宅改修が必要な理由書

(P2)

<P1の「総合的状況を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果をチャエックした上で、④改修項目(改修箇所)を具体的に記入してください。>

活動	①改善しようとしている生活動作 →	②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください →	③改善目的・期待効果をチャエックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください →	④改修項目(改修箇所) →
排泄	☐ トイレまでの移動	例：トイレへの移動の際、杖だけでは不安定であり、家族の見守り・支えが必要である。また、トイレ内にも手すりがいないため、衣類の着脱時にもバランスを崩しやすい。	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	☐ 手すりの取付け
	☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む)			
入浴	☐ 便器からの立ち座り(移乗を含む)	例：トイレへの移動の際、杖だけでは不安定であり、家族の見守り・支えが必要である。また、トイレ内にも手すりがいないため、衣類の着脱時にもバランスを崩しやすい。	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	☐ 段差の解消
	☐ 衣服の着脱			
外出	☐ 排泄時の姿勢保持	例：トイレへの移動の際、杖だけでは不安定であり、家族の見守り・支えが必要である。また、トイレ内にも手すりがいないため、衣類の着脱時にもバランスを崩しやすい。	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	☐ 引き戸等への扉の取替え
	☐ 後始末			
その他()	☐ その他()	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	☐ 便器の取替え
	☐ 浴室までの移動			
その他()	☐ 衣服の着脱	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	☐ 滑り防止等のための床在の変更
	☐ 浴室出入口の出入 (扉の開閉含む)			
その他()	☐ 浴室内での移動(立ち座りを含む)	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	☐ その他
	☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む)			
その他()	☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む)	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	☐ その他
	☐ 浴槽内での姿勢保持			
その他()	☐ その他()	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	☐ その他
	☐ 出入口からの敷地外までの 屋外移動			
その他()	☐ その他()	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	できないことをできる ようにする ☐ 転倒等の防止、安全確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他() できないことをできる ようにする	☐ その他
	☐ その他()			
その他の活動				

- ・①②③の必要事項に☑
- ・②具体的に日常生活で困っていることを記入
- ・③改修を行うことで、日常生活がどのように改善されるか記入

年 月 日

住宅改修承諾書

(住宅所有者)

住 所 下呂市森960番地

氏 名 下呂 太郎

印

私は、下記表示の住宅に、下呂 花子が
別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」（「介護保険住宅改修に関する事前協議書」）の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅（所在地）

下呂市森960番地

事後申請前チェックリスト

	必要書類	注意事項	チェック欄
完成届	申請書	申請様式は希望する支払方法のものでありますか。(償還払い or 受領委任払い)	☐
		必要事項は記載してありますか。(記載例参照)	☐
		申請日は添付書類より新しいですか。	☐
		着工日、完成日の記載はありますか。	☐
		被保険者記入欄と事業者記入欄の両方が正しく記載されていますか。	☐
	領収書	宛名は被保険者本人の氏名ですか。	☐
	内訳書	工事内容がわかりやすく記載してありますか。	☐
		着工日と完成日の記載はありますか。	☐
	現場写真	着工前と同じ個所から撮影されていますか。	☐
		写真の枠内に撮影年月日の表示はありますか。	☐
	(本人確認書類)	申請者本人の本人確認書類 (運転免許証の写しなど) 代理申請の場合代理人の本人確認書類 ※事前申請で提出していれば不要	☐
	(マイナンバー確認書類)	個人番号カード、通知カードの写し又は同意書 ※事前申請で提出していれば不要	☐
	(理由書)	予期せず事前申請と施工方法が変更した場合、添付してください。(様式は任意)	☐
	(委任状)	被保険者本人以外の方を申請者とする場合、添付してください。 ※事前申請で提出していれば不要	☐
		居宅での生活実績はありますか。	☐

※ () 書きは該当する場合のみご提出いただく書類です。

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書

		個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											
フリガナ 被保険者氏名	ゲ ロ ハ ナ コ	保険者番号	2	1	2	2	0	9						
	下 呂 花 子	被保険者番号	2	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9	
生 年 月 日	明 治 1 0 年 1 月 1 日 生		性別	男 ・ 女										
住 所	〒509-2295													
	下呂市森960番地		電話番号 0576-24-2222											
住宅の所有者	下 呂 太 郎		本人との関係（ 夫 ）											
改修の内容・ 箇所及び規模	手すりの取り付け 段差解消 床材の変更 開き戸から引き戸への扉の変更 和式から洋式への便器の取替 上記工事の付帯工事		業者名	有限会社 下呂建設										
			着工日	令和 8 年 6 月 15 日										
			完成日	令和 8 年 6 月 30 日										
改 修 費 用	50,000 円													
下呂市長 様 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（予防）住宅改修費の支給を申請します。 令和 8 年 7 月 1 日 住所 岐阜県下呂市森960番地 申請者 氏名 下 呂 花 子 電話番号 0576-24-2222														

注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を掲載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護（予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座名義人	フリガナ	ゲ ロ ハ ナ コ									
	氏 名	下 呂 花 子									
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	店名	種別	口 座 番 号								
飛驒 銀行 信用組合	下呂 本店 支店 出張所	1普通 2当座	0	0	0	0	0	0	0	0	
ゆうちょ銀行	通帳記号		通 帳 番 号								
	1	0									

個人番号等確認欄

番号確認	窓口（施設）に来た方の身元の確認（ 本人様 ・ 代理人 様 ）	
☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票の写し ☐ システム転記 ☐ その他 ()	1点確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード・特別永住者証明書 ☐ 官公庁発行の免許証（写真付き） ☐ 身体障害者手帳・療育手帳 ☐ 精神手帳（写真付き） ☐ その他（ ）
	2点確認	☐ 資格確認書等 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書・手帳 ☐ 受給者証（医療・サービス） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 精神手帳（写真なし） ☐ その他（ ）
代理権確認	☐ 戸籍謄本等 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）	

(市確認者)

様式第3号（第7条関係）

下呂市介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（委任払用）

フリガナ	ゲ ロ ハ ナ コ	被保険者番号	2	0	0	0	0	9	9	9	9	9	
被保険者氏名	下 呂 花 子	生年月日	明治10年 1月 1日生										
住 所	〒509-2295 下呂市森960番地 電話番号 0576-24-2222												
住宅の所有者	下 呂 太 郎 被保険者との関係（ 夫 ）												
改修の内容・箇所 及び規模	手すりの取り付け 段差解消 床材の変更 開き戸から引き戸への扉の変更 和式から洋式への便器の取替 上記工事の付帯工事						業者名	有限会社 下呂建設					
							着工日	令和8 年 6月 15日					
							完成日	令和8 年 6月 30日					
改修費用（総額）	50,000円												

下呂市長 様

上記のとおり関係書類を添えて、居宅介護（支援）住宅改修費の支給を申請します。ただし、当該申請に基づく居宅介護（支援）住宅改修費の受領に関する一切の権限を下記の事業者委任します。

令和8 年 7月 1日

住 所 下呂市森960番地

被保険者氏名 下 呂 花 子

電話番号 0576-24-2222

（受任者記入欄：住宅改修施工事業者）

私は上記被保険者からの委任を受け、下呂市から支給される上記支給申請書内容に基づく居宅介護（支援）住宅改修費の支給を申請します。なお給付費は下記の金融機関へ口座振込をお願いします。

令和8 年 7月 1日

請求金額 45,000 円 （総額－自己負担分領収書の金額）

住 所 下呂市萩原町萩原1166番地8

事業者名称 有限会社 下呂建設

電話番号 0576-53-0153

代表者氏名 萩 原 次 郎

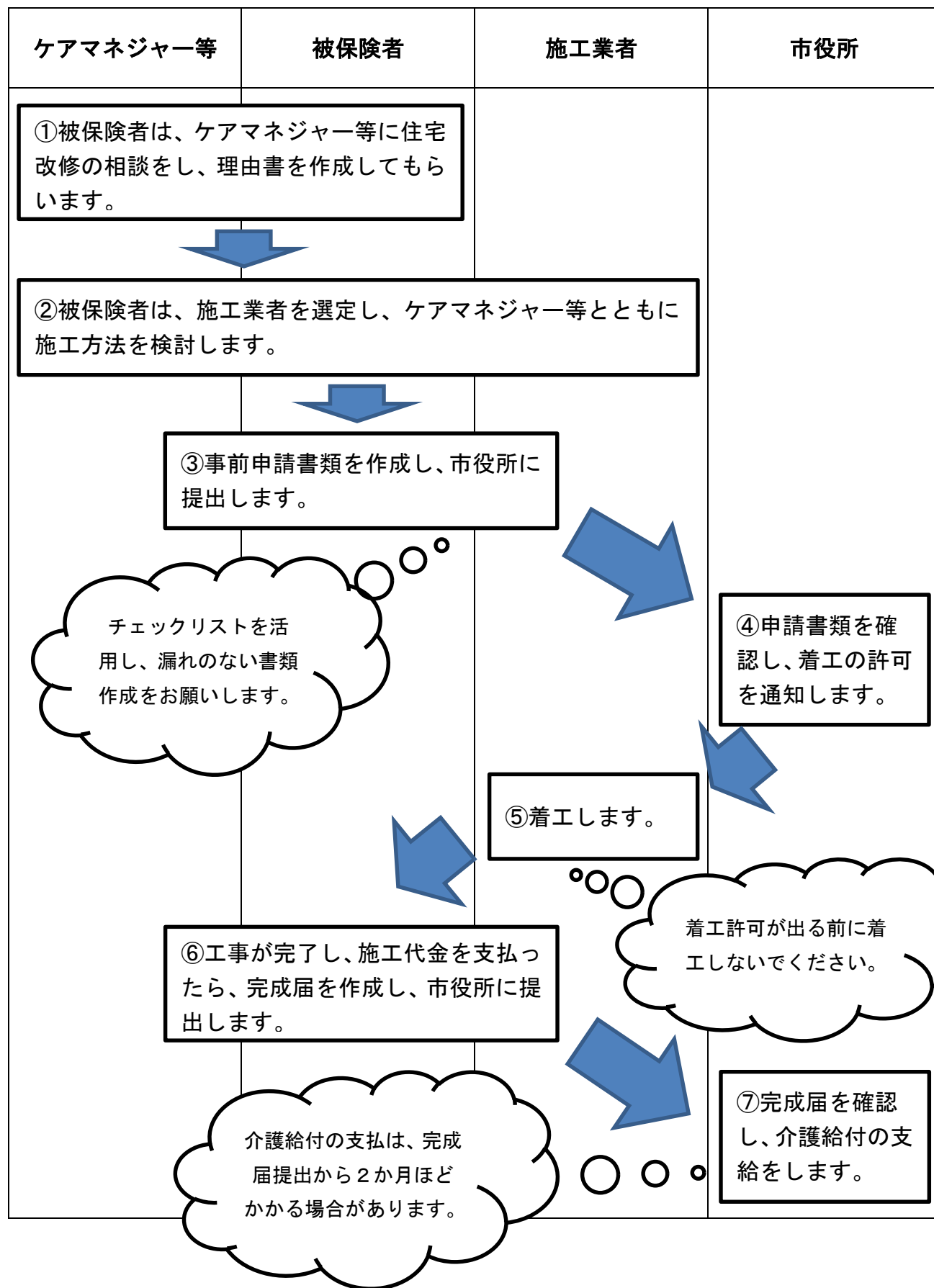
口座名義人		フリガナ	ユ) ゲロケンセツ									
		氏 名	有限会社 下呂建設									
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		店名	種別	口 座 番 号								
飛驒	銀 行 金 庫 農協組合 信用組合	下呂 本店支所出張所	①普通 2当座	0	0	0	0	0	0	0	0	
ゆうちょ銀行		通帳記号		通 帳 番 号								
		1				0						

※番号は右づめで記入してください。

<添付書類> (1)被保険者が支払った自己負担分の領収書

(2)住宅改修工事完了後の写真

住宅改修費支給までの流れ



MEMO

MEMO

発行元

〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館内

下呂市役所福祉部高齢福祉課

TEL 0576-53-0153 FAX 0576-53-0154

E-mail kourei@city.gero.lg.jp